

# 2011年度三者臨時総会 議事録

2011年度三者事務局校・神戸大学

2011年6月7日～6月13日午後5時  
於・YONUPA-ML上

## 目次

1	2011年度三者センター校(京都大学)修正予算案	[’11/06/03 現在]	2
2	東日本大震災被災者特別補助について		2
2.1	補助対象		2
2.2	補助内容		2
2.3	特別予算について		3

# 1 2011年度三者センター校(京都大学)修正予算案

[ '11/06/03 現在]

2011年度三者センター校(京都大学)により修正予算案が提出され、2011年度三者臨時総会において承認されました。2011年度春の三者総会議案書における予算案からの修正点は以下の通りである。

修正項目	修正前	修正後
三者準備校予算		
施設使用料金	200,000	200,500
会場下見代	—	3,140
申請合計額	300,500	303,140
学生旅費補助	1,200,000	1,000,000
被災者特別補助	—	450,000
次年度繰越金	873,364	620,724

## 2 東日本大震災被災者特別補助について

2011年度三者センター校(京都大学)により東日本大震災被災者特別補助案が提出され、2011年度三者臨時総会において承認されました。概要は以下の通りです。

2011年3月11日に発生した東日本大震災を受け、三者若手では夏の学校に参加する被災者に特別補助を行うことを決定した<sup>1</sup>。それを踏まえ行われた被災の実態調査<sup>2</sup>に基づき、三者センター校として以下の被災者特別補助を提案する。

### 2.1 補助対象

所属機関が被災地域に該当し、かつ補助を希望する者、ならびに、実家が被災地に該当するなどした者。

被災地域の定義については、厚生労働省「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について(第11報)」<sup>3</sup>を参照。ただし、東京都は本特別補助の対象から除外する。

### 2.2 補助内容

所属機関よりの補助の有無により、以下のように特別補助を行うものとする。

#### 1. 所属機関より補助が得られない場合

宿泊費の補助ならびに一般参加学生に準ずる学生旅費補助

#### 2. 所属機関より補助が得られる場合

宿泊費の補助

ただし、所属機関からの補助金額との合計が夏の学校参加に要した全額を越えないよう調整する。また、所属機関の規約に違反しない場合に限り補助を行う。

ここでの宿泊費とは食費も含めた1泊3食に必要な金額であり、今回の夏の学校会場である滋賀県白浜荘では5,775円である。

また、この学生旅費補助は一般の学生旅費と同等の基準で支払われるものであり、交通費の全額を保証するものではない。

<sup>1</sup>議論の詳細は yonupa-ml ならびに 2011 年度春の三者総会議事録などを参照

<sup>2</sup>yonupa-ml 上で 5 月 5 日から 20 日まで実施された

<sup>3</sup><http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y.html>

## 2.3 特別予算について

以上の被災者特別補助を行うための特別予算として 450,000 円を申請する。

この特別予算を捻出するため、来年度への繰越金を当初の予定である 873,364 円より 620,724 円へ修正する<sup>4</sup>。この繰越金の金額は来年度の夏の学校運営を最低限保証するのに十分な額であり、今回のような非常時に用いることは繰越金の意義からも妥当であると考えられる。また、当初の学生旅費補助として 1,200,000 円を予定していたが、これに関しても 1,000,000 円へ修正する。なお、この学生旅費補助は当初の予算案よりも減額はされているが、ほぼ例年通りの水準である。

---

<sup>4</sup>繰越金より 250,000 円計上、なお 10,000 円未満の差額については役職校の予算変更によるもの